

中央環境審議会循環型社会部会の小委員会の設置について（案）

（平成 30 年 月 日部会決定）

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会循環型社会部会の小委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会循環型社会部会（以下「部会」という。）に、プラスチック資源循環戦略小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。
2. 小委員会においては、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略の在り方に関する事項について検討を行う。
3. 部会に設置する小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

プラスチック資源循環戦略小委員会の設置について

1. 設置の趣旨

第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）において、

- 資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（「プラスチック資源循環戦略」）を策定し、これに基づく施策を進めていく。
- 具体的には、①使い捨て容器包装等のリデュース等、環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減、②未利用プラスチックをはじめとする使用済プラスチック資源の徹底的かつ効果的・効率的な回収・再生利用、③バイオプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進等を総合的に推進する。

こととされた。

また、平成31年6月に我が国で開催予定のG20に向けて、海洋プラスチック問題の解決のため、世界のプラスチック対策をリードしていくことが重要である。

このため、中央環境審議会循環型社会部会の下にプラスチック資源循環戦略小委員会を置き、必要な検討を行うこととする。

2. 検討事項

第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）を踏まえ、かつ、「海洋プラスチック憲章」に掲げられた事項や数値目標も含め、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略の在り方について検討を行う。

3. 検討スケジュール

平成30年度中に結論を得るべく検討を進める。

4. 運営方針

学識経験者、産業界、地方公共団体、市民団体関係者等から委員を構成する。また、オブザーバーとして、関係省庁の参加を得る。